

# 早期不妊治療費助成事業

埼玉県不妊治療を初回申請された夫婦に対し、不妊治療に要した費用を助成します。

## 〈対象者〉

- ・ 埼玉県特定不妊治療費の初回助成（治療区分 C, F を除く）を受けた方
- ・ 初回治療開始時の妻の年齢が 35 歳未満のご夫婦
- ・ 夫婦の一方又は双方が、小鹿野町に住民登録があること
- ・ 町税の滞納がないこと

## 〈助成内容〉

対象となる治療にかかった費用から県助成額を除いた額に対して、10 万円（千円未満切り捨て）を上限に助成します。

※夫婦 1 組につき 1 回まで

## 〈申請書類等〉

- ①埼玉県不妊治療費助成事業助成金支給決定通知書の写し
- ②領収書
- ③滞納がない証明書
- ④埼玉県不妊治療費助成事業不妊治療実施証明書の写し
- ⑤口座名義及び口座番号を証明できるもの



治療の終了する年度内に申請ください。

ただし、年度が過ぎても申請できる場合がありますのでお問い合わせください。

○問合せ

小鹿野町役場 住民生活課

子育て包括支援室 「ほっとママステーション」

TEL : 0494-75-4101